

令和7年1月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件開示対象文書の不開示部分が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第26回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年12月6日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示対象文書は報道機関からアンケートの依頼を受けた最高裁判所の裁判官が作成した回答書であるところ、原判断において不開示とした部分にはアンケートの質問事項及び回答が具体的に記載されている。このうち質問事項は報道機関の取材内容そのものであり、回答についても報道機関がその編集方針に基づき編集の上報道されることが予定されているものであると考えられる。そうすると、本件不開示部分を公にすることで報道機関の取材活動の内容が他に知られるなど、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、広報事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法第5条第6号に定める
不開示情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。